

## かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、かずさ水道広域連合企業団情報公開条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第13号。以下「公開条例」という。）第27条の規定により、かずさ水道広域連合企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会の事務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

### (諮問に係る手続等)

第3条 公開条例第21条の規定による実施機関からの諮問及び審査会の答申は、それぞれ公文書開示決定等諮問書（別記第1号様式）及び公文書開示決定等諮問に係る答申書（別記第2号様式）により行うものとする。

- 2 かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例（平成31年かずさ水道広域連合企業団条例第14号）第45条の規定による実施機関からの諮問及び審査会の答申は、それぞれ個人情報開示決定等諮問書（別記第3号様式）及び個人情報開示決定等諮問に係る答申書（別記第4号様式）により行うものとする。

### (会議)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (会議録の作成)

第5条 審査会は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時

- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(その他)

第6条 審査会の庶務は、総務企画課において処理する。

2 この要領に定めるもののほか、審査会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和2年6月18日から施行する。

別記

第1号様式（第3条第1項）

公文書開示決定等諮問書

第 号  
年 月 日

かずさ水道広域連合企業団  
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団情報公開条例第11条の決定に対して、次のとおり審査請求があったので、同条例第21条第1項の規定により諮問します。

審査請求があった日	年 月 日
審査請求に係る開示決定等	年月日等 文書等の件名又は内容
審査請求の内容	年 月 日付け 第 号
備考	

注 開示請求書、開示請求に対する決定通知書、審査請求書の写しを添付すること。

第2号様式（第3条第1項）

公文書開示決定等諮問に係る答申書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

かずさ水道広域連合企業団  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長

年 月 日付け 第 号の公文書開示決定等諮問について、下記のとおり  
答申します。

記

第3号様式（第3条第2項）

個人情報開示決定等諮問書

第 号  
年 月 日

かずさ水道広域連合企業団  
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

かずさ水道広域連合企業団  
広域連合企業長 印

かずさ水道広域連合企業団個人情報保護条例第19条の決定に対して、次のとおり審査請求があったので、同条例第45条第1項の規定により諮問します。

審査請求があった日	年 月 日
審査請求に係る決定の内容等	年月日等 文書等の件 名又は内容
審査請求の内容	年 月 日付け 第 号
備考	

注 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する行政不服審査法第29条第2項の弁明書の写しを添付すること。

第4号様式（第3条第2項）

個人情報開示決定等諮問に係る答申書

年 月 日

かずさ水道広域連合企業団

広域連合企業長 様

かずさ水道広域連合企業団

情報公開・個人情報保護審査会

会長

年 月 日付け 第 号の個人情報開示決定等諮問について、下記のとおり答申します。

記